

旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書
における当期純損失金額等の公表について

みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（以下、「規則」という。）第7条の規定に基づき、旧簡易ガスみなしガス小売事業者から届出のありました「旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書」において、当期の一般需要部門に損失が生じたため、規則第8条の規定に基づき、下記のとおり、事業者名及び一般需要部門当期純損失金額を公表します。

事業者名	供給地点群名	一般需要部門の 純損失額（円）
新日本ガス株式会社 （法人番号：8200001002505）	宝珠ハイツ	21,371,555
株式会社マルエイ （法人番号：3200001004885）	南濃松山台グリーンハイツ	846,381
	中部平成台団地	4,275,342
東邦液化ガス株式会社 （法人番号：9180001022372）	東海センター	139,586
	平六団地	1,390,614
	長谷川江東団地	954,884
	三河赤坂台団地	492,586
	白塚団地	863,205
	豊原団地	316,617
	梅平団地	400,114
	倉知グリーンハイツ	51,050
	愛岐ヶ丘団地	738,927
	市之倉ハイランド	1,114,757
	坂祝ニュータウン	9,007
朝日ガスエナジー株式会社 （法人番号：4190001014200）	あがたハイツ	2,142,016
名張近鉄ガス株式会社 （法人番号：9190001009427）	名張希望ヶ丘桜苑	3,764,622

(参考)

みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成２９年３月２８日経済産業省令第２１号）＜抜粋＞

(旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支の整理)

第六条 旧簡易ガスみなしガス小売事業者（第七条に規定する提出期限においてその供給地点群において指定旧供給地点小売供給及び指定旧供給地点小売供給以外の小売供給のいずれも行ふ者に限る。）は、当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者が指定旧供給地点小売供給及び指定旧供給地点小売供給以外の小売供給のいずれも行ふ供給地点群ごとに、当該供給地点群に係る収益及び費用について、別表第二に掲げる方法に基づき、様式第三に整理しなければならない。

(旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書の提出)

第七条 前条の旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、供給地点群ごとに様式第三を、毎事業年度経過後四月以内にその供給地点群を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

(一般需要部門の当期純損失金額の公表)

第八条 前条の経済産業局長は、前条の規定により提出された様式第三において、一般需要部門に当期純損失が生じたときは、当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者名及び一般需要部門の当該純損失金額を公表しなければならない。

(お問合せ先)

中部経済産業局

資源エネルギー環境部

電力・ガス事業課 ガス事業室

電話 ０５２－９５１－２８２０